

令和3年度 水明会事業計画

社会福祉法人 水明会

《 目 次 》

I. 水明会基本理念	(1)
II. 基本方針	(1)
III. 行動計画 ～働きやすい環境づくりを目指して～	(1)
IV. 事業計画	
1、養護老人ホーム水明園 水明園（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所	(2～3)
2、特別養護老人ホーム水明園	(3～5)
3、特別養護老人ホームみよしの	(5～6)
4、水明園（介護予防）短期入所生活介護事業所	(6)
5、みよしの（介護予防）短期入所生活介護事業所	(6～7)
6、デイサービスセンター水明園	(7～8)
7、栄養調理	(8～9)
8、水明園訪問介護事業所	(9～10)
9、水明園居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター水明園	(10)
V. その他の活動概要	(11～12)

I 水明会基本理念 「尊厳の保持」

介護保険制度の根底にあるのは、その人の「尊厳の保持」であることは言うまでもない。

これからの高齢化社会において「高齢者が尊厳をもって暮らす」ことを確保することが大変重要であり、その人らしい生活を自分の意志で送ることを可能とする、すなわち「高齢者の尊厳を支えるケアの確立」の実現を基本とする。

II 基本方針

令和3年度においても、前年度と同様「地域共生社会」の実現に向けた取組みの強化及び福祉人材の確保、育成定着の促進と、サービスの質の向上を図り、恒常的な人材不足を解消するため組織力の向上を行う。

また新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底すると共に、施設利用者の安全安心を確保し、質の高いサービスを継続的に提供できるよう万全の対策に努める。

III 水明会行動計画

～働きやすい環境づくりを目指して～

水明会では、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と家庭を両立し働きやすい環境づくりの整備を行うため次のように行動計画を策定する

1、産後職員の職場復帰を支援する環境を整える

- ・産休中の職員に対し現在の施設の状況等を報告する
- ・掲示物・パンフレット等による職員への周知をする

2、妊娠、出産、育児を行なう職員へ当法人の制度を周知する

- ・主任会議において制度の説明をする
- ・個別の相談窓口を設置する

3、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりと所定外労働時間の削減を目指す

- ・各部署単位で年次有給休暇の計画的付与に取り組み、働きやすい職場環境を整備する
- ・各部署内での業務の見直しと協力体制を整備する

4、ハラスメント防止への取組

- ・相談窓口を設置するとともに啓発活動を行い、ハラスメントの防止に努める

IV 事業計画

1. 養護老人ホーム水明園（定員50名）

水明園（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所（定員50名）

（1）事業所運営の基本方針

①時代に応じた役割の自覚と遂行

近年入所者は経済面、身体面、精神面、社会面等でさまざまな障がいや不適應を抱え入所されている。日増しに多様化するニーズへの対応は社会的な要請と捉え、養護老人ホームの今現在の社会的使命、役割を再確認しながら処遇を行う。明るく家庭的な雰囲気の中、安心、安全を提供し、地域社会におけるセーフティネットとして機能、貢献する。

②幅広い入所者ニーズに対応する体制作り

重層化する入所者ひとりひとりのニーズを見極め、養護老人ホームの生活支援機能、ソーシャルワーク機能、ケアマネジメント機能、介護機能を組み合わせ適切、効果的に対応し、その能力や意欲及び人格を尊重し、自立した生活が送れるよう支援する。

③処遇品質の向上

職員ひとりひとりの資質を向上させる。（立ち振る舞い。言葉使い。介護技術。）緊密性と責任感を高める。

（2）事業計画

①尊厳の尊重

ひとりひとりが主体性をもって生活できる環境をつくる

自立した職員を目指す（自分の意見と責任感、接遇マナーなど）

②“できることをいつまでも”していただくための生活支援

（ア）ひとりひとりのニーズに応じた援助により、安定した生活を提供する

（イ）要介護、支援状態を改善し、又悪化を防止するよう援助する

（ウ）精神疾患（認知症含む）の基本症状及びそれに起因する周辺症状を理解し適切に援助する

（エ）食を通して生活を支援する

③“社会とのつながり”を大切にし、生活の質を高める支援

参加を促すことにより、できる限り人間関係や社会とのつながりを継続できるよう援助する。又、心身の機能低下に伴い参加や外出が困難な入所者が増加する中、ひとりひとりに合った形でつながりを継続できるよう援助する

④個の力を伸ばしチーム力を高める

(ア) 職員ひとりひとりの資質の向上

「自律した職員」をめざす、接遇対応の向上、外部研修参加、定期的な介護技術研修

(イ) 風通しの良い、緊密で、責任感ある組織にする
組織力の向上

⑤感染予防と発生時の対応

(ア) 委員会の開催

(イ) 研修の実施

(ウ) マニュアル作成、各関係機関との連絡調整等

2. 特別養護老人ホーム水明園(定員30名)

(1) 事業所運営の基本方針

①(入所者の観点) 安心・満足・信頼を感じる生活

安心とは 介護でも言葉でも不快を感じたくない

認知症であっても自分を大切にしてほしい

介護技術と知識はもちろん、医療知識もある職員に関わってほしい

満足とは 例え言葉に出せなくても私の気持ちや希望を汲み取ってほしい

私の人生や性格をわかってもらい、私にあった生活環境と介護を受けたい

信頼とは 敬意ある優しい言葉と態度を受けたい

職員と良好な関係を築きたい

私の家族とも良い関係であってほしい

②(職員の観点) 職員間の協力で信頼関係を高め、よい職位場環境と、上質な介護に繋げる

(2) 事業計画

①要介護状態の重い入所者の受け入れ

入所の緊急性(必要性)を見極めながら要介護状態の重い入所者を積極的に受け入れる

②看取り介護の推進

(ア) 医師、看護職員、栄養士等と連携する

(イ) 家族への連絡を丁寧・細やかに行う

(ウ) 看取り開始時期に多職種が集まり、看取りの情報を共有して計画的に進める

(エ) 看取り終了後に多職種が集まり、振り返りをしながら今後の看取りに繋げる

③“入所者の穏やかな生活”を整えるための介護日課の見直し

- (ア) ケアチームによる介護日課の見直し会議（ケア会議）を定期的に行う
- (イ) 複雑であるケア内容をわかりやすく確実に実行するための工夫改善する
- (ウ) 介護職員全員の課題として取り組み新人や中堅からの意見を吸い上げる
- (エ) 介護日課の見直しが入所者の穏やかな生活に繋がるように継続的な修正と評価を繰り返す

④職員の接遇マナー向上と統一

- (ア) 介護職員の提案から選び出した接遇目標を月替わりに設定して取り組む
- (イ) 毎月の目標に対する評価を継続する

⑤入所者のフレイル（心と体の働きが弱くなってきた状態・虚弱）の改善

- (ア) 施設外に出ることで季節を感じ気分転換を図る
- (イ) 感染症の様々な状況リスクの把握と当法人の方針に従いながら、入所者のフレイルを予防または改善する取り組みを行う

⑥記録時間の確保による、確実な介護提供記録と介護根拠の証明

- (ア) 記録時間の確保
- (イ) 提供した介護の確実な記録

⑦チームケアでの認知症対応

一人の認知症入所者を多数の職員で協力して介護できるように介護体制を整え、チームケアの意識を高める

⑧新人職員教育と統一指導の取り組み

- (ア) 指導担当者（プリセプター）を決め一貫性のある計画的な指導
- (イ) 新人職員の年齢、性格、経歴、能力に応じた柔軟な対応
- (ウ) 指導者側への研修や振り返りの場を設ける
- (エ) 指導を終えた職員に指導方法などの感想を聞き改善に取り入れる

⑨職員のメンタルヘルスケアと専門職としての向上

- (ア) 上司との対話・会話の場（ダイアログ）の実施
- (イ) 職員個々の課題表出が明らかな時期に行う
- (ウ) 水明会職員能力評価面談とは別に実施する

⑩事故発生防止

- (ア) 危険性の把握、ヒヤリハットレポートの活用
- (イ) ヒヤリハットや事故の状況、対応が速やかに浸透する手続きと対応の「見える化」に努める

⑪感染症対策

- (ア) スタンダードプリコーション（標準予防策）の徹底

- (イ) 入所者のウイルス感染症（キャリア）の把握と適切な対応
- (ウ) 法人の計画・取り組みに沿った、部署内の感染対策チームによる活動
- (エ) 施設内で起こりうる様々感染症のリスクと衛生面の課題等把握し、優先順位をつけて改善する

3. 特別養護老人ホームみよしの（定員 個室11名、多床室18名）

(1) 事業所の基本方針

- ① 「入所者の人格及び意思を尊重し、本人が人生を積極的に生きることを援助する」
- ② 「喪失感や不安を軽減し、穏やかで安心した生活を送れるよう援助する」
- ③ 「入所者に喜ばれるケア、家族に安心をもたらすケアをめざす」
- ④ 「互いに協力し合い、認め合い、高め合う」環境づくりを目指す
- ⑤ 地域とのつながりを大切にする

(2) 事業計画

① 「入所者の人格及び意思を尊重し、本人が人生を積極的に生きることを援助する。」

- (ア) 高齢者の尊厳に関する研修会を実施し、接遇の向上を図る。
- (イ) 本人のできることを見つけ、本人参加型ケアプランの立案と実行に取り組む

② 「喪失感や不安を軽減し、穏やかで安心した生活を送れるよう援助する。」

- (ア) 四季を感じることでできる行事（主体性を活かせる参加型行事の企画）
- (イ) 認知症の理解と対応（研修実施、認知症ヒヤリハット事例の把握と対策）
- (ウ) 終末期へ備え（主治医と家族を交えた説明の場、意向の尊重）
- (エ) 身体拘束廃止への取り組み（定期的な検討会議、研修実施）

③ 「利用者に喜ばれるケア、家族に安心をもたらすケアをめざす」

- (ア) 本人に喜ばれるケア（生活歴などの情報活用、その人らしい居室空間の環境整備）
- (イ) 家族に安心をもたらすケア（申込時や入所時の十分な説明、毎月1回の状態報告、3カ月ごとのみよしの新聞の発送）
- (ウ) 安心安全を支える取り組み（設備備品の定期点検、事故発生防止委員会、食品に係る各種検査、感染予防の知識向上と手技の徹底）
- (エ) 低栄養高リスクへの対応（栄養ケアマネジメントによる常態把握と提供）
- (オ) 処遇マナーの向上（職員同士の評価、不適切な言葉や態度への取り組み実施）

④ 「互いに協力し合い、認め合い、高め合う環境づくり」を目指す

- (ア) 基本方針（職員の心得）の共通理解を深め実践する（毎朝ミーティングで唱和し、1日の目標を掲示）
- (イ) 職員評価・面談を定期的に行う
- (ウ) 資格取得・職能別研修参加の充実を図る（特定医療行為、実務者研修、認知症

基礎研修)

- (エ) 入職者の習熟度に合わせ、計画的な指導を行う
- (オ) 介護の質の向上を図る（毎月 介護内容検討委員会と各フロア会議による意見交換）

⑤地域とのつながりを大切にする

- (ア) 地域交流を積極的に実施（常会美化活動・盆踊り・児童施設運動会参加・運営推進委員会）
- (イ) キャラバンメイト（認知症サポート）の活動を行う

4. 水明園（介護予防）短期入所生活介護事業所（定員14名）

(1) 事業所の基本方針（特別養護老人ホーム水明園と同じ）

(2) 事業計画

①安定した稼働率の確保

- (ア) 利用者、家族、ケアマネージャーより、安心・満足・信頼を感じてもらいリピーターを増やす
- (イ) 当会の関係事業所、また外部居宅介護支援事業所と連携をとり積極的に利用者を受け入れる

②利用前から利用後までの連携

- (ア) 利用予定者の事前面接を行った後は速やかに、受け入れミーティングを行い、本人・家族の希望、在宅での様子、施設での対応、危険性の確認など行う
- (イ) 担当ケアマネージャー、看護職員、主治医と連携を図り、速やかに伝えるべき情報を伝えるべき職種に提供する
- (ウ) 利用中の体調不良や急変などでは迅速な対応に努め、家族やケアマネージャーへ報告を行う
- (エ) 利用終了時には、利用状況を家族やケアマネージャーに詳しく伝え、安心・満足・信頼を感じてもらい在宅へのスムーズな復帰を支援する

③みよしのショートステイとの連携

事業所が変わっても同様のサービスを提供できるように、みよしの担当者と連携を図る

5. みよしの（介護予防）短期入所生活介護事業所（定員18名）

(1) 事業所の基本方針

- ① 「安心できるサービスの提供」
- ② 「在宅生活の継続支援」
- ③ 「社会との関わりを持つための支援」
- ④ 「安定した稼働率の維持」
- ⑤ 「他事業所との連携」

2、事業計画

①「安心できるサービスの提供」

- (ア) 事前アセスメント（ADL・病歴・生活環境・本人家族の意向などの情報収集）
- (イ) 情報の伝達・共有（アセスメント情報・定期及び随時ミーティング実施）
- (ウ) 観察力・実行力・説明力の向上
- (エ) 認知症ケアの充実（認知症介護実践リーダーを中心としたOJT・研修）

②「在宅生活の継続支援」

- (ア) 利用者のADL・QOLを保つ援助
- (イ) 在宅生活が継続できる援助・助言
(日程や送迎時間の配慮・緊急時受け入れ・介助方法の助言・福祉用具の提案)

③「社会との関わりを持つための支援」

- (ア) 他者との触れ合いによる孤立防止・認知症進行の抑制
(アセスメントを基にした部屋割り・行事計画)

④「安定した稼働率の維持」

- (ア) リピート利用を増やす取り組み（来て楽しい・預けて安心・自信をもって紹介）
- (イ) 利用状況の「みえる化」（空床状況の発信、潜在利用者の掘り起こし）

⑤「他事業所との連携」

同一法人内事業所間での情報交換、共有など

6. デイサービスセンター（通所介護・介護予防通所介護）水明園（1日の定員30名）

(1) 事業所運営の基本方針

利用者が住み慣れた地域、生活環境において、可能な限り在宅生活が継続されるよう、個々に必要な機能訓練及び日常生活上の援助や介助を行う。また、ご家族の身体的、精神的負担の軽減に寄与し、地域において必要とされるデイサービスを目指す事を方針とする。

(2) 事業計画

1. 利用者個々にあったケアの実施

- (ア) 趣味的活動（個人、小グループでの活動）
- (イ) 機能訓練（身体機能訓練、生活機能向上訓練）、栄養改善、口腔ケア
- (ウ) 小集団での活動（体操・行事等）

- (エ) 日常生活動作の介助
- (オ) 生活相談、介護相談
- 2. 認知症ケア
 - (ア) 個人、小集団でのアクティビティ活動
 - (イ) 潜在的能力を活用し、認知症状に応じた自立支援のための日常生活動作介助
 - (ウ) 家族（介護者）への介護方法等の相談・助言、他機関との連携
- 3. 感染症対策
 - (ア) 利用者の健康状態の把握、手洗い・うがい・消毒の実施、マスク等の適切な使用
 - (イ) 感染症対策マニュアルに沿った対応
 - (ウ) 標準予防策の考え方を周知

(3) 事業の種類

1. 介護保険事業

通所介護・・・(対象者) 要介護認定を受けた市内在住の要介護者

2. 総合事業

第一号通所事業・・・(対象者) 要支援認定を受けた市内在住の要支援者等

3. 独自事業

ほっとサロン (対象者) 市内に住む概ね 65 歳以上の高齢者であって、つぎの双方の要件に該当する者

(ア) 介護保険での要支援・要介護認定が非該当の者（但し、要支援の認定を受けた者であっても、特別な事情により介護保険での利用可能な回数を超過する利用希望があった場合においては、当法人が認めた場合に限り、利用可能とする）

(イ) 三次市介護予防事業において、介護予防二次事業の対象に非該当の者
体験利用…デイサービス利用を考えている方を対象に、1 日間に限り、入浴以外のサービスを体験できる

7. 栄養調理部門（各事業所共通）

(1) 事業所運営の基本方針

安全・安心・安定の食事を提供する

1. 食品に関わる各種検査（食物、水質、温湿度）を実施し、衛生管理の徹底に努める
2. 緊急時でも食事を確保できる体制を目指す
3. いついかなる時も一定の水準の食事を提供する
4. それらの実現に向けて、定期的な検討会議を実施し、よりよい食事の提供を目指す
5. 調理スタッフのスキルアップに努める

(2) 事業計画

養護

1. 健康保持

個々が抱える疾病に関わる問題を食生活から本人と一緒に考える。

資料として、全体で年2回、体重・血液検査等の情報をまとめ、食事の様子を伺い、病弱者等の対応、対策に反映させる

2. 栄養情報の掲示

時季の情報や体調管理に役立つ情報を提供するポスターを掲示する

3. 嗜好調査

アンケート箱を設置し月一回収集する。給食に対する意見を聞き、厨房の業務に反映する

また食べたいおやつのリクエストを聞き行事のおやつに取り入れ、入所者の楽しみ、喜びの場を作る

特養（水明園、みよしの共通）

1. 栄養マネジメント

個々の栄養マネジメントの充実を図る。（栄養状態を良好に保てるよう栄養管理に努める）

2. 情報の共有

大幅な食事形態の変更があった場合や、特別な栄養管理が必要になった場合、安心して食事摂取が続けられるよう、他職種と一緒にサポートしていく

3. 状態の把握と対応

一人ひとりの状態を確認して本人にあった提供方法、内容を検討する

また、行事では手作りおやつを提供し、楽しみや喜びの場を作る

4. 嗜好調査（みよしの）

アンケート箱を設置し月一回収集する。給食に対する意見を聞き、厨房の業務に反映する

また食べたいおやつのリクエストを、行事のおやつに取り入れ、入所者の楽しみ・喜びの場を作る

デイサービス

1. 嗜好調査

アンケート箱を設置し月一回収集する。給食に対する意見を聞き、厨房の業務に反映する

2. 栄養情報の掲示

時季の情報や体調管理に役立つ情報を提供するポスターを掲示する

8. 水明園（介護予防）訪問介護事業所

（1）事業所運営の基本方針

①生活援助

要介護、要支援状態の利用者に対し、心身の状態や特性を考慮した上で、可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるための介護、支援を行う。又、利用者及びその家族に対し、専門職として介護等に関する相談や援助を行う

②サービスの質の向上

より良いサービスを提供するため、職員は常に自らの言動や立ち振る舞いを意識するとともに、介護技術の向上を図っていく。その上で適切な介護技術を用いてサービスの提供を行う。又、自らのサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(2) 事業計画

養護・特定事業計画に同じ

9. 水明園居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター水明園

①事業所運営の基本方針

居宅で生活している高齢者等が、住み慣れた地域の中で安心してその人らしく日々を過ごすことが可能となるよう支援していくために、多様なニーズに対応できるようケアマネジメントを実施し、援助技術の知識・技術を高めていく。地域包括支援センターや医療機関、民生委員、介護保険サービス事業所等と連携を密にし、地域に根ざした福祉を実践することで地域の中で選ばれる事業所を目指す。

②事業計画

1) 水明園居宅介護支援事業所

- (ア) 居宅で生活している高齢者等に、居宅サービス等が適切に利用できるように、状況に合わせた迅速な対応を心掛け、専門的視点で踏まえた居宅サービスを計画し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者や医療機関等との連絡調整またその他便宜の提供を行う。
- (イ) 介護支援専門員の資質の向上のために日々の自己研鑽に努めるとともに、事業所内で会議および研修会を定期的に開催し、また外部での研修会へ参加していく。

- ・居宅介護支援業務
- ・介護保険要介護認定の訪問調査（市・町からの委託業務）
- ・居宅会議（週1回程度開催：ケースの事例検討会を中心に開催）
- ・居宅研修会（月1回程度開催：ケアマネジメントに関する技術・社会資源に関する知識の習得・医療に関する研修、伝達研修等）
- ・他法人との合同事例検討会または研修会
- ・その他、介護に関する相談

2) 在宅介護支援センター水明園

地域の高齢者福祉に関するさまざまな要望やニーズに対して、高齢者やその介護者、地域住民及び関係機関等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供および連絡調整等を行なう。

V その他の活動概要

1. 職場環境の整備

働きやすい快適な職場環境を目指すため、ハラスメント対策に取り組む

- ・良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処する。
- ・また職員一人一人が、お互いの人格を尊重し、お互いが大切なパートナーであることを十分認識して、業務に専念できる環境を築くため、教育・防止対策を徹底する。

2. 組織体制の見直し

介護報酬改正により、各サービス事業運営基準に追記される体制の整備を行う

- ・感染対策委員会
従来の活動に加え、指針の見直し、研修・訓練の強化を行う
- ・リスクマネジメント委員会
従来の事故防止委員会を基盤とし、担当者の選任と教育・指針の策定・研修を計画的に実施する
- ・事業継続計画（BCP）策定
規程の整備とともに、計画・研修・訓練を実施する
- ・人権擁護・虐待防止委員会
委員会を新たに設置し、指針の策定・担当者を中心とした研修の実施を行う
- ・身体拘束廃止委員会
従来の事故防止委員会での活動をより明確化するとともに、研修の充実を図る

3. 福祉人材の育成と教育への協力

職員の人材育成、資質向上を図るため、法人全体及び各部署で計画的に研修会を開催するほか、各種機関が実施する研修会へ参加する

職員の資格取得を応援するため、当法人の教育助成制度を積極的に活用できる体制を整備する

関係諸機関からの依頼に応じ、地域の小・中学生や高校生等の福祉教育等に協力し、又介護職員養成事業における実習生の受け入れや講師の派遣を行う

4. 地域交流

地域の行事等に積極的に参加していくとともに、地域のボランティアグループ、老人クラブ、学校、地域住民等との交流を行う

災害発生時の地域からの受け入れ又は、地域からの援助について法人と地域の相互協力が得られる関係性を強化する。

5. 家族との交流

入所者の家族等により構成される家族会との連携を強化し、施設側への要望・意見等を聴くことで処遇の改善を図っていく

6. 防災対策

定期的に防災（火災・地震・水害）訓練を実施することにより、入所者及び職員の防災意識を高めると同時に、関係諸機関や地域と連携し防災体制に万全を期す

当法人は、「江の川上流水害タイムライン」の一員として関係諸機関や地域と連携した水害対策に取り組んでいく

7. 法人の透明化

ホームページを活用し、常に施設での様子が見えるように充実した広報活動と併せていつでも施設見学が可能な体制を準備する。また感染予防が必要な場合や遠方で、直接来園することが困難な場合は、タブレット等を利用した方法で対応できるよう取り組む。

8. おもな施設整備・修繕・備品購入等

養護老人ホーム水明園	水明園西側物干し場増築工事	1,320,000 円
	センサー付き 3 モーター低床ベッド	350,000 円
	プラズマクラスター空気清浄機 2 台	300,000 円
特別養護老人ホーム水明園	水明園東側物干し場等増築工事	5,280,000 円
特別養護老人ホームみよしの	みよしの東側物置場増築工事	1,760,000 円
	昇降式介護浴槽一式(※)	6,190,250 円

(※)助成金 1,500,000 対象物品